

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 固定資産税関係

(1) 公害防止設備に係るわがまち特例の特例割合の見直し

下水道除害施設にかかる課税標準の特例について、特例割合を参酌基準と同じ5分の4とする。

(現行 4分の3)

※法で定める基準：5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下

[付則第15条の3]

(2) 熱損失防止改修住宅に係る税額の減額措置の要件の見直し

断熱改修工事を行った既存住宅に係る減額措置について、改修工事費要件を50万円超から60万円超に引き上げる。

※固定資産税額の3分の1の額を1年度分減額する。(認定長期優良住宅 3分の2)

改 正 前	改 正 後
断熱改修工事が50万円超 ※ 窓・床・天井・壁の断熱改修工事に限る。	断熱改修工事費 60万円超 又は 断熱改修工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超

※工事費は、補助金等を除く。

[付則第15条の4]

(3) 固定資産税（商業地等）の負担調整措置による課税標準額の引き上げの軽減

令和4年度に限り、負担調整措置により課税標準額が評価額の5%分引き上げられる商業地等については、引き上げ率を5%から2.5%に軽減する。

※都市計画税も同様

[付則第16条、付則第23条]